

令和元年度決算における健全化判断比率等について

大阪府大東市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）の規定による令和元年度決算における健全化判断比率等については以下のとおりです。

財政健全化法第3条に基づく健全化判断比率について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	6.2	－
(12.14)	(17.14)	(25.0)	(350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がないため、また、将来負担比率については

算定されないため、「－」と表している。

※（ ）内は本市における早期健全化基準である。